

労働者派遣事業（一般労働者派遣事業）「派遣事業に係る情報提供」

事業所情報 株式会社スペリオ

所在地 埼玉県深谷市本田 2929 番地 6

1. 派遣労働者の数：2 人
2. 派遣先の数：2 事業所
3. 労働者派遣の料金額の平均額：¥33, 500
※派遣労働者 1 人あたり 1 日（8 時間換算）あたりの平均派遣料金
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額：¥23, 450
※派遣労働者 1 人あたり 1 日（8 時間換算）あたりの平均賃金額
5. マージン率：30.0%（令和 8 年 8 月 1 日現在）
※計算式： $[(\text{平均派遣料金} - \text{平均派遣賃金}) \div \text{平均派遣料金}] \times 100 (\%)$
6. 派遣労働者のキャリアアップに資する教育訓練に関する事項

派遣社員 教育訓練実施計画

1. 教育訓練の目的

各派遣労働者に対して実際の派遣先での就業に必要な知識やスキルを習得するための段階的かつ体系的な教育研修を実施することで、専門性の向上や従事する職務範囲の拡大等のキャリアアップに資する事を目的とする。

2. 対象者

当社が雇用する全ての派遣社員を対象とする。

3. 実施内容

入職時：社会人としての心構えとビジネスマナー、ビジネス文書作成、業務・職種に応じた初期専門的教育訓練

2 年目：業務・職種に応じた中期専門教育

3 年目：業務・職種に応じた中期専門教育、職能維持・向上研修

4 年目以降：リーダーシップを念頭に置いた教育訓練

4. 実施時期

入職時のトレーニングも含めて、少なくとも雇用開始後の 3 年間は毎年 1 回以上の教育訓練の機会を提供し、その後の提供の時期については、キャリアの節目等でキャリアパスに応じた研修を実施する。

実施時間については、フルタイム勤務で 1 年以上の雇用が見込まれる派遣社員については、毎年おおむね 12 時間以上の教育訓練の機会を提供する。

5. 実施方法

教育訓練は下記の方法で実施する。

- ・派遣元による教育訓練
- ・派遣先における OJT

6. 勤務上の取扱い

当社が指定した教育訓練については、有給かつ無償で行う。

7. キャリアカウンセリングの実施体制

キャリアカウンセリング責任者のもと必要な方法で労働者の利用しやすい体制で行う。

キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先 電話 048-583-6039

7. 労働者派遣法第 30 条第 4 項に基づく労使協定の締結状況

労使協定方式

対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者

労使協定の終期：令和 9 年 3 月 31 日